

告発人供述書

2023（R5）年3月27日

倶知安警察署長 斉藤 之則 殿

告発人 野村 一也



告発人

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3

野村 一也

電話番号 090-4836-4467

告発人は、告発状に記した事実を補足するために、以下の通り、供述する。

第1 告発に至る経緯／蘭越町の執行機関と議会に自浄作用を期待できない理由

1 山内勲は、転売の予定を知りながら、JRTを擁護した

告発状第6の2の(1)のイに示した通り、蘭越町が公開する公文書には、当然あるはずの、JRTとの契約内容の協議、譲渡後のスキー場運営に関する協議に関する記録を、何ひとつ公開しなかった。《[告191](#)》

そこで、告発人は、北海道が所有する公文書とのすり合わせを行った。

その結果、世界的な感染拡大が始まる1年以上の2018（H30）年9月5日、JRTが、スキー場の転売（再譲渡）する予定を、後志振興局森林室に伝えていたことが、北海道の公文書から明らかとなった。《[告78](#)》。

その文書は、蘭越町の山内勲宛てにFAXで送られており、とうぜん、山内はそのことを知っていたことになる。

告発人がはじめて、山内勲に取材をしたのは、2019（R1）年3月なので、少なくとも山内勲は、JRTがわずか2年足らずで転売しようとしていることを知りながら、告発人の質問に対し、JRTを擁護し続けたことになる。

2 執行機関のチェックをしない蘭越町議会

告発人が蘭越町に陳情書を出したのは、議会のチェック機能に期待したからである。しかしながら、陳情の審査結果に対する異議申立書《[告56](#)》に

示したとおり、議会は、公平性の欠片もない処理をした。そして、告発人が、告発状を書く気になったのは、議会がまともに機能していないことを実感したからである。

3 蘭越町はさらに不透明な公金の使い方をするようになった

蘭越公式ホームページリニューアル事業に関する告発人の開示請求において、蘭越町は、明らかに公文書の扱いについて、閉鎖性を増していた。最初の開示請求において、採択した事業者の提案資料さえ、理由なく、開示を拒否した。開示請求書を書き換えられたこともあった。数時間のやり取りと、開示請求の2回のやり直しで、ようやく蘭越町が出した書類は、およそ8割が黒塗りとされた《[告192](#)》。なお、山内勲は、提案資料を公開しなかった理由として、「業者さんがだめというものは出せない」と説明した。

しかしながら、チセヌプリスキー場の公募譲渡における告発人の審査請求によって、蘭越町情報公開審査会がとりまとめた答申には、次の意見が添えられていた。

町が行う企画提案型のプロポーザルにあつては、法人等から提出される企画提案書等は、公募する時点でその権利、取り扱いを整理し、それを明示したうえで提出を受けるべきであったと考える。

蘭越町は、審査会の意見を汲むどころか、チセヌプリスキー場の公募のときよりも、情報公開を後退させたことになる。

4 大湯沼自然展示館もチセヌプリと同様の売り方をしようとした

2017（H29）年7月13日の記録によれば、金秀幸は、JRTに対し、チセヌプリスキー場に隣接する大湯沼自然展示館の運営を内々で依頼しており、すでに蘭越町議会にも根回しが済んでいることに言及した。《[告134](#)（7ページ）》

2022（R4）年5月12日、蘭越町は、写真も平面図も添えず、現状も賃料も明示しないわずか6行の文字列で、大湯沼自然展示館のプロポーザル型公募を開始した。告発人には、極めて少ない情報量で公募する手法は、チセヌプリスキー場を公募したときと全く同じに見えた。そして、告発人

は、蘭越町の商工労働観光課長らに公募方法の問題を強く指摘した。その効果はさておき、公募者はなかった。

5 チセハウス跡地の扱いも大湯沼自然公園と酷似する

告発状第4の53から56に示した通り、蘭越町は、いわゆる『密室』でチセハウスの扱いに関する話し合いをしながら、チセハウス跡地の賃貸借契約が終了してから2年弱が経過し、蘭越町が活用できるようになっているにも関わらず、そのことを町民に知らせようとしていない。

第2 チセヌプリスキー場の事業譲渡後、現存する蘭越町の不利益について

1 公募譲渡の結果は、地域の振興につながっていない

JRTが実施している事業については、次の問題がある。

- a. 主たる事業として提案したスキーレッスンは実施されていない。
- b. 早朝限定であったはずのCATスキーは、極めて少人数を客とする全山終日貸切り型の運用がなされている。《[告28](#)》
- c. 国定公園であるにもかかわらず、JRTがすべてのスロープへの侵入を禁止しているため、他のツアー事業者との軋轢が生じている。
- d. また、JRTとニセコ町のツアー事業者間において、民事訴訟に発展したケースもある。そして、JRTの排他的な運用は、一般のバックカントリースキーヤーらがチセヌプリを敬遠する材料にもなっている。

つまり。提案された事業が行われず、提案にない事業だけが行われることによって、地域振興どころか、来訪さえ敬遠される事態が引き起こされている。これは、売却価額の不当な引下げとは別の損害である。

2018（H30）年9月5日、JRTは、後志振興局森林室に対し、スキー場事業を別の会社に譲渡する予定があることを伝えた《[告78](#)》。JRTが転売を実行すれば、蘭越町が公募の際、町民に広報した、リフトの再開も、町民の利用といった条件も、完全に効果を失うことになることとなる。それが可能となるのは、山内勲が、譲渡契約書に転売禁止も買戻し特約も入れなかったからである。

つまり、金秀幸と山内勲が主導したチセヌプリスキー場の事業譲渡は、有効活用による町の振興どころか、公有財産を安値で叩き売り、外資が短期間で莫大なキャピタルゲインを獲得する可能性を秘めた投機対象を提供した、という結果を示している。

第3 金秀幸と山内勲の事務および言動の不審点

1 チセヌプリスキー場の事業譲渡契約書の不自然さに関する補足

金秀幸らは、星野リゾートとUTグループを排除した理由として、事業が実行されないリスクを、ことさら持ち上げた。告発人の取材に対しても、バブル期に横浜のリゾート開発業者の千代田化工に売却した昆布地区高台の土地において、事業が実行されなかったことから、町が千代田化工を提訴し、数千万円を返金させた事例があることを陳述した。これら町の歴史を踏まえれば、金秀幸らは、とうぜん事業が実施されないリスクを自覚していたと想定すべきである。

つまり、金秀幸らは、地価の上昇傾向らかであるにもかかわらず、当初価格の8割引きとし、不透明な公募でJRTを選定した。そして、事業が実施されないリスクを知らながら、事業譲渡契約書には、転売禁止の特約も、事業が実施されなかった場合の買戻し特約も織り込まなかった。

また、契約者の地位の承継に関する契約書においては、強制力のない「早期に再開を目指す」という条文に留めた。そして、JRTが排他的な運営を行うことに対する批判に対しては、責任転嫁に終始している。さらには、譲渡直後から、JRTが蘭越町へのプロポーザル提案にない事業（少数人員に対するスキー場の1日貸切り）だけを行っていることについても、容認している。

2 山内勲が後志振興局森林室藤田管理係長に責任転嫁をした可能性

山内勲は、告発人の取材に対し、北海道後志振興局森林室の担当者が「転貸ができないと言った」として、蘭越町が、転貸や指定管理者制度でなく、賃借権の承継を選んだことを正当化している。

しかしながら、山内勲ら蘭越町が示すその根拠は、山内勲が起案した蘭越町の内部文書《[告5](#)》に過ぎない。《[告5](#)》は、後志振興局森林室藤田氏と

山内勲ほか1名との打合せ内容を記した文書であるが、同席した後志総合振興局森林局藤田管理係長（当時）の承認がないので、山内勲の主張を客観的に示した証拠にはならない。

仮に山内勲が《告5》に記した内容が事実だったとしても、そこに示された公有財産の転貸に係る内容に関しては、山内勲ら蘭越町職員と、同席した後志総合振興局森林室藤田氏の単なる不勉強を示していると言わざるを得ない。

なぜなら、賃借権を蘭越町が保有したままでのスキー場を運営する手法は、極めて一般的なスキームであるからだ。そして、北海道が転貸を許可しないことは、あり得ない。以下、その理由のうち3点を示す。

ア 北海道と蘭越町の道有林野賃貸借契約書《[告39](#)》中、転貸等の禁止の条文において、「転貸することができない」は、『甲の承認を得ないで』という条件下での制限に過ぎない。

(転貸等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件を転貸し、又は貸付物件上に所在する自己の施設に賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

イ 北海道と蘭越町の道有林野賃貸借契約書《告39》に更新はなく、1年毎の再契約なので、事前協議を前提にすれば、再契約時に契約内容を変更することが可能であった。

(賃貸借期間)

第3条 貸付物件の賃貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

2 乙は、貸付期間満了後において引き続き貸付物件を使用とするときは、貸付期間満了の日の30日前までに、その旨を書面により甲に通知されなければならない。

ウ 実際、北海道が転貸を認めたケースが存在する。

1. 2019年08月08日に発表された、オリックス株式会社が建設に着手した北海道函館市南茅部地域で地熱発電所「(仮称)南茅部地熱

発電所」は、国の土地を函館市が賃貸し、函館市はその土地をオリックスに転貸した。

II. 北見市スキー場は、北海道の土地を北見市が賃貸し、北見市はその土地をスキー場運営会社に転貸することによって運営されている。

第4 告発人の意見

一般論として、『密室の犯罪』と言われる公務員の汚職は、捜査どころか、認知すら容易ではない。仮に認知されたとしても、捜査機関でさえ、直接証拠を得るのが困難であることは、容易に想像できる。

直接証拠が得られないのであれば、立件も困難となる。それゆえ、一時捜査を担う警察官が、経済犯罪を扱いたがらないことは、当然であろう。

一方、権力者は、状況証拠（間接証拠）の存在によって、犯罪の疑いを受けても、「そんな事実はない」と言うだけで、ほとんどの疑いから逃れることができる。捜査がない限り、罪も責任も問われることはない。

告発人が本告発をとりまとめたのは、認知も捜査も困難なことから、公務員の汚職を含む経済犯罪が蔓延しているにもかかわらず、それを指摘をすることが、どれほど困難であることを示すためでもある。

なお、告発人は、本告発が事件化されるか否かに関わらず、本告発状を一部伏字加工のうえ、公開する予定である。その目的は、状況証拠による疑惑を、刑事司法制度が裁かないとしても、状況証拠による疑いが報道されることが、累犯の抑止効果となり得ると考えるからである。これは市民の知る権利に貢献し、また、社会の秩序維持にも寄与すると、告発人は信じている。

また、ほとんどの汚職の罪が、状況証拠（間接証拠）でしか、その端緒を得られず、それを告発するまでには、膨大な時間がかかる。一方、疑惑の否定は極めて容易であることを鑑みれば、汚職の罪の時効は、あまりにも短すぎることを指摘したい。

以上